

小樽市と日本郵便株式会社小樽市内郵便局との包括連携に関する協定

小樽市（以下「甲」という。）と別表に掲げる郵便局（以下「乙」という。）は、両者が連携し、子どもから高齢者まで誰もが安心して快適に暮らせる選ばれるまちづくりを推進するために、住民サービス向上に係る包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域社会の安全・安心の確保及び活性化並びに住民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、協力して取り組むものとする。

- (1) 安全で安心な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) その他、地域の活性化及び住民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙協議の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条の規定による協力をした場合及び協力をしなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年2月 6 日

甲 小樽市
小樽市長

森井 秀明



乙 日本郵便株式会社
朝里郵便局長

渡辺 和幸



小樽郵便局長

鎌田 忠



別表

郵便局名	所在地
小樽郵便局	小樽市色内 1-8-1
忍路郵便局	小樽市忍路 1-37-1
塩谷郵便局	小樽市塩谷 1-18-14
小樽祝津郵便局	小樽市祝津 2-203-8
小樽高島郵便局	小樽市高島 2-5-21
小樽駅前郵便局	小樽市稲穂 3-10-19
小樽錦町郵便局	小樽市錦町 12-11
小樽長橋郵便局	小樽市長橋 3-1-2
小樽豊川郵便局	小樽市豊川町 14-7
小樽梅ヶ枝郵便局	小樽市梅ヶ枝町 13-1
蘭島郵便局	小樽市蘭島 1-5-12
小樽稲穂郵便局	小樽市稲穂 4-2-7
小樽産業会館内郵便局	小樽市稲穂 2-17-1
小樽最上郵便局	小樽市最上 1-23-2
小樽赤岩郵便局	小樽市赤岩 2-19-23
小樽長橋四郵便局	小樽市長橋 4-10-19
朝里郵便局	小樽市新光 2-6-5
銭函郵便局	小樽市銭函 2-8-1
小樽堺町郵便局	小樽市堺町 6-14
小樽住吉郵便局	小樽市信香町 9-10
小樽花園郵便局	小樽市花園 4-8-14
小樽緑町郵便局	小樽市緑 1-5-5
小樽若竹郵便局	小樽市若竹町 6-7
小樽奥沢郵便局	小樽市奥沢 1-17-5
小樽緑二郵便局	小樽市緑 2-25-2
小樽入船郵便局	小樽市入船 3-17-27
小樽奥沢三郵便局	小樽市奥沢 3-15-4
張碓郵便局	小樽市張碓町 239
小樽花園二郵便局	小樽市花園 2-4-4
小樽望洋台郵便局	小樽市望洋台 2-30-5
小樽桜町郵便局	小樽市桜 1-5-17
小樽銭函西郵便局	小樽市銭函 1-30-34
ウイングベイ小樽内郵便局	小樽市築港 11-3